⑹　コリア・クワンソン・バンキング・コーポレーション
（別称：ケー・ケー・ビー・シー）
KOREA KWANGSON BANKING CORPORATION
（a.k.a. KKBC）
所在地：北朝鮮平壌特別市中区中城洞勝利通り

⑻　オフィス39
（別称：朝鮮労働党39号室；オフィス＃39；オフィス№39；ビューロー39；セントラル・コミッティー・ビューロー39；サード・フロアー；ディヴィジョン39）
OFFICE 39
（a.k.a. Office #39; Office №39; Bureau 39; Central Committee Bureau 39; Third Floor; Division 39）
所在地：北朝鮮

⑼　レコネッサンス・ジェネラル・ビューロー
（別称：偵察総局；チョンチャル・チョングック；ケー・ピー・エー・ユニット586；アール・ジー・ビー）
RECONNAISSANCE GENERAL BUREAU
（a.k.a. Chongch'al Ch'ongguk; KPA Unit 586; RGB）
所在地：北朝鮮平壌特別市兄弟山区域
；北朝鮮平壌特別市綾羅島

⑾　チョンチョンガン・シッピング・カンパニー
（別称：チョン・チョン・ガン・シッピング・カンパニー・リミテッド）
CHONGCHONGANG SHIPPING COMPANY
（a.k.a. Chong Chon Gang Shipping Co. Ltd.）
所在地：北朝鮮平壌特別市中区東興洞ヘウン817
IMO番号：5342883

別表「２．個人」⑻，⑼，⒀，⒁及び⒂を次のとおり改める。

⑻　チャン・ヨンソン
JANG YONG SON
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のイランにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Iran
生年月日：1957年２月20日
国籍：北朝鮮

⑼　カン・リョン
KANG RYONG
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のシリアにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Syria
生年月日：1969年８月21日
国籍：北朝鮮

⒀　キム・ギュ
KIM KYU
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）の渉外担当者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) External Affairs Officer
生年月日：1968年７月30日
国籍：北朝鮮

⒁　キム・ヨンチョル
KIM YONG CHOL
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のイランにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Iran
生年月日：1962年２月18日
国籍：北朝鮮

⒂　リュ・ジン
RYU JIN
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（ＫＯＭＩＤ）のシリアにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Syria
旅券番号：563410081
生年月日：1965年８月７日
国籍：北朝鮮

**○外務省告示第七十号**

平成十八年外務省告示第五百四十九号に関し、平成二十八年三月二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千二百七十八号８（ｄ）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に関連する者を新たに指定したことに基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号の与対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に関連する者を指定するに当たり、資金の凍結等の措置に関する法律（平成十九年法律第百四十九号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年三月十一日　外務大臣　岸田　文雄

別表３．及び14．を次のとおり改める。

３．コリア・クァンソン・トレーディング・コーポレーション
KOREA KWANGSONG TRADING CORPORATION
所在地：北朝鮮平壌特別市普通江区楽園洞

14．ヘソン・トレーディング・カンパニー
HESONG TRADING COMPANY
所在地：北朝鮮平壌特別市

**○財務省告示第八十一号**

外国為替及び外国貿易法第六十九条の二第一項の規定に基づき、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件（平成十八年十一月財務省告示第四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日　財務大臣　麻生　太郎

題名及び柱書き中「輸出」の下に「又は輸入」を加える。

一　居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入で、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、大量破壊兵器関連又は通常兵器関連の国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の個人又は団体（国際連合の他の決議に基づく計画又は活動に関与している北朝鮮の個人又は団体を含む。）に対する支払又は当該個人又は団体のための支払を受領する取引（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるもの

一の次に次の一号を加える。

二　居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入で、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、大量破壊兵器関連の活動に資する目的で行われるもの（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるもの

別表中

「一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者」を「一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者」に、「永住の目的をもって出国する者（一時的に入国して出国する者を除く。）」を「永住の目的をもって出国する者（一時的に入国して出国する者を除く。）」に改める。